

2 見直しの手順

都市計画道路の見直しのフローを以下に示す。

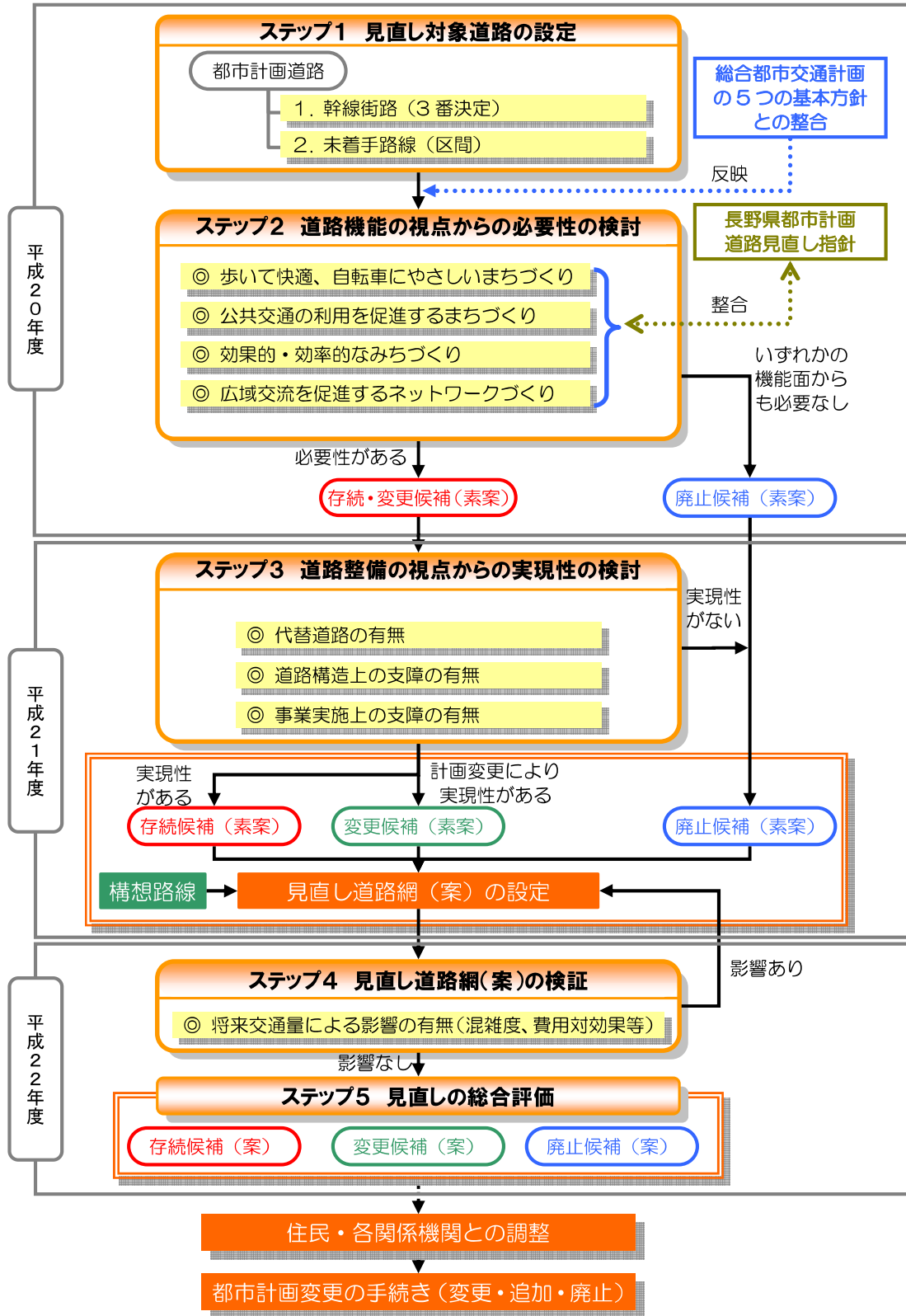


図 見直しフロー

ステップ1 見直し対象道路の抽出

都市計画道路のうち、幹線街路かつ未着手路線を見直しの対象路線とします。
(詳細については、P8を参照)

ステップ2 道路機能の視点からの必要性の検討

松本市総合都市交通計画の5つの基本方針の視点から評価指標を設定して、見直し対象道路(区間)の必要性を検討します。なお、「長野県都市計画道路見直し指針(平成18年3月、長野県土木部)」で定めている都市計画道路の必要性の評価指標との整合も図ります。

必要性の検討結果を踏まえ、「存続・変更候補(素案)」・「廃止候補(素案)」に分類します。
(詳細については、P11を参照)

ステップ3 道路整備の視点からの実現性の検討

道路整備の実現性について、①代替路の有無、②事業実施上の支障の有無(歴史・文化的資源、既存コミュニティー等)、③道路構造上の支障の有無(地形的制約、計画の幅員等)の3つの視点から、見直し対象道路(区間)の実現性について検討します。

道路整備の「実現性」の検討結果を踏まえ、対象道路を「存続候補(素案)」・「変更候補(素案)」・「廃止候補(素案)」に分類して、見直し道路網(案)を設定します。

なお、見直し道路網(案)の設定の際には、長野県及び松本市の構想路線も考慮します。

ステップ4 見直し道路網(案)の検証

ステップ3で設定した見直し道路網(案)について、将来交通量を利用して、周辺道路への影響の有無(混雑度、費用対効果等)を検証します。

ステップ5 見直しの総合評価

ステップ2の道路機能に基づく「必要性」とステップ3の事業の「実現性」の観点からの評価と、ステップ4の将来交通量による影響の有無の観点からの評価に基づき見直しの総合評価を行います。

総合評価結果を踏まえ、「存続候補(案)」・「変更候補(案)」・「廃止候補(案)」に分類します。